

## 北見市社会福祉協議会嘱託職員採用試験実施要領

### 1. 募集職種及び受験資格等

職 種	採用 人員	性 別	資格及び業務内容等
介護支援専門員	2名	不問	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護支援専門員資格を有する者</li> <li>・介護保険制度等に関する相談・調整などコーディネート業務全般</li> <li>・要介護状態等にある方への介護・医療などのサービスのマネジメント業務及び居宅サービス計画の作成業務</li> <li>・その他、居宅介護支援に関する相談対応や書類作成業務等</li> <li>・普通自動車運転免許を有する者（AT限定でも可）</li> </ul>

### 2. 試験方法及び日時等

試験科目	日	時	等
面接試験	◎日 時：応募者と直接、日程調整を行います。 ◎場 所：北見市総合福祉会館 会議室（北見市寿町3丁目4番1号） ※書類選考合格者を対象とします。 ※試験に要する交通費等の費用は、支給いたしません。		

### 3. 合格発表

面接実施の5日後以内に合格者及び不合格者へ直接、電話により報告します。不合格者には郵送で通知します。（可否の判定に対する問合せは受付いたしません。）

### 4. 受験手続き等

提出書類	履歴書・個人調査票、介護支援専門員の資格証の写し、運転免許証の写し ※提出書類は返却いたしません。
申込書記載上の注意	記載事項に不正があるときは、受験及び採用資格を失うことがある。 記入はすべて自筆とし、黒のペンかボールペンを用い、楷書でていねいに書くこと。

### 5. 受付期間等

随 時

※事務所へ持参される場合は、午前9時00分から午後5時30分（土・日・祝日、年末年始休暇期間を除く）に受付します。

※郵送の場合は、簡易書留郵便の利用をお願いします。）

### 6. 期間・勤務地・処遇等

採用期間	採用日から翌年の3月31日までの間（更新制） ※ただし、原則、年度毎の更新制により継続雇用の予定。
勤務場所	○介護支援専門員 本所在宅福祉課 北見市社会福祉協議会中央地区居宅介護支援事業所 （北見市常盤町1丁目5番9号）

給 与	(令和7年4月1日現在) ○介護支援専門員 基本月額 202,400円から ※ただし、他の職歴等に応じた前歴換算基準（規程による）により初任給の額を決定します。（換算10年間を上限） ※目安の基本月額について、10年間の職歴がある場合として、 （介護支援専門員）219,900円程度 ※昇給年1回（年度当初）
諸 手 当	通勤手当（勤務箇所から2km以上の場合に支給）、期末手当（年2回、年間1.9ヶ月分）、時間外手当、扶養手当、業務手当、退職手当等 ※各手当ともに規程による
勤 務 時 間	○介護支援専門員 午前8時45分から午後5時30分まで（休憩60分）
休 日	○介護支援専門員 土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日から1月3日）
休 暇	年次休暇：規程による その他：特別休暇（病気休暇、忌引休暇、夏季休暇等）
社会保険等	健康保険、厚生年金、雇用保険、労災保険

## 7. 申し込み・問合せ先

〒090-0065 北見市寿町3丁目4番1号 北見市総合福祉会館内  
社会福祉法人北見市社会福祉協議会総務課総務係（電話 61-8181）

# 個人調査票

氏名

1. 志望の動機

---

---

---

2. 自分の長所・短所

---

---

---

3. ボランティアなどの社会貢献の経験

---

---

---

4. 日頃から心がけていること

---

---

---

5. スポーツ・文化活動などの経験

---

---

---